

# 南越清掃組合情報セキュリティ基本方針

令和8年3月16日

## 1 目的

この基本方針は、本組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 電子計算機、サーバ、印刷装置等を相互に接続するための通信網をいう。
- (2) 情報システム 電子計算機、電磁的記録媒体等で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 次に掲げるものをいう。
  - ア ネットワーク及び情報システム
  - イ アに掲げるものに関する施設及び設備
  - ウ アに掲げるものに関する電磁的記録媒体
  - エ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(用紙に出力したものを含む。)
  - オ ネットワーク構成図、情報システムの設計書及び仕様書その他のネットワーク及び情報システムに関連する文書
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 機密性 情報にアクセスすることを認められていない者には、情報を使用させず、開示させない特性をいう。
- (6) 完全性 正確性及び完全さの特性をいう。
- (7) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスすることができ、使用可能である特性をいう。

### 3 適用範囲

#### (1) 対象とする機関の範囲

この基本方針が適用される機関は、管理者、監査委員及び議会とする。

#### (2) 情報資産の範囲

この基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

### 4 想定される脅威からの情報資産の保護

管理者、代表監査委員及び議会の長（以下「管理者等」という。）は、次に掲げる想定される脅威から情報資産を保護するものとする。

(1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、情報資産を取り扱う者による情報資産の無断持ち出し等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等

(2) プログラム上の欠陥、操作又は設定の誤り、保守の不備、外部委託管理の不備、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害による業務の停止等

(4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴う情報システムの運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶等による障害から波及した業務の停止等

### 5 情報セキュリティ対策

管理者等は、前項に規定する脅威から情報資産を保護するために、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、管理すること。

(2) 情報システム、情報システムを設置する施設及び通信回線の管理について、物理的な対策を講ずること。

(3) 情報セキュリティに関し、情報資産を取り扱う者が遵守すべき基準を定め

るとともに、教育及び啓発を行うなどの人的な対策を講ずること。

(4) 電子計算機等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講ずること。

(5) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保その他の運用面の対策を講ずること。

## 6 情報セキュリティ対策基準の策定

管理者等は、情報セキュリティ対策を実施するための基準(以下「情報セキュリティ対策基準」という。)を策定するものとする。

## 7 最高情報統括責任者

管理者等は、管理者等を補佐する者を最高情報統括責任者とし、情報セキュリティ対策を統一的な視点で推進するための全庁的な体制を確立させるものとする。

## 8 情報セキュリティポリシーの遵守義務

情報資産を取り扱う者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー(この基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。以下同じ。)を遵守しなければならない。

## 9 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

管理者等は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

## 10 情報セキュリティ対策基準の見直し

管理者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、情報セキュリティ対策基準を見直さなければならない。

(1) 前項の情報セキュリティ監査又は自己点検の結果、見直しが必要とされた場合

(2) 情報セキュリティの新しい技術又は国等の動向に対応するため、新たに対策が必要となった場合

### 附 則

この基本方針は、令和8年3月16日から施行する。